

四国森林管理局発注者綱紀保持委員会
(令和4年度第1回) 議事概要

1. 開催日時

- (1) 日 時 令和5年3月29日(水) 13:30~14:45
(2) 場 所 四国森林管理局3階会議室
(3) 出席者 委員長 四国森林管理局長
幹 事 総務企画部長、総務課長、企画調整課長、経理課長
委 員 監査官、専門官(契約適正化・債権管理)、専門官(契約適正化)、
総務課課長補佐、経理課課長補佐
外部委員 横川和博(高知大学名誉教授)

2. 議 題

- (1) 令和4年度巡回点検の実施結果について
(2) 令和5年度四国森林管理局発注者綱紀保持推進計画について
(3) 四国森林管理局発注者綱紀保持マニュアルの改正について
(4) その他発注者綱紀保持に関する事項

3. 審議概要

- (1) 令和4年度巡回点検の実施結果について
- ・各署において実施した巡回点検の結果について、指摘された事項に対する改善状況などを報告した。
 - ・各署長等及び局発注者綱紀保持委員により実施した、発注者綱紀保持に係る取組状況の報告などの意見交換の概要について報告した。
- (2) 令和5年度四国森林管理局発注者綱紀保持推進計画について
- ・令和5年度四国森林管理局発注者綱紀保持推進計画(案)について説明した。
- (3) 四国森林管理局発注者綱紀保持マニュアルの改正について
- ・四国森林管理局発注者綱紀保持マニュアルの改正(案)について説明した。
- (4) その他発注者綱紀保持に関する事項
- ① 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関すること
 - ・第三者からの不当な働きかけの報告事案はなかった。 - ② 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること
 - ・研修及び講習の方針については、令和4年度研修基本方針により実施している。 - ③ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関すること
 - ・有資格業者への周知は森林管理局ホームページや入札公告等により実施している。 - ④ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関すること
 - ・四国森林管理局発注者綱紀保持委員会設置要領の改正(案)について説明した。

4. 意見、提案等

- ・発注者綱紀保持マニュアルの周知や巡回点検など実施されているが、どうしても「マンネリ化」しがちであることから、不祥事の発生を防ぐために様々な工夫や取組により防止策を有効に機能させていくことが大切である。
- ・不正事案の該当者になると、職員自身はもちろんのこと家族に至るまで人生そのものが大きく変わってしまうことを十分周知すべきである。
- ・談合などの不正事案が発生すると、再発防止のために様々な検討がなされ、報告書が作成されるが、後になって報告書を見直すと事前に防げた可能性がある事案が見受けられる。不正事案の発生を事前に予測し、予防することは非常に難しいことではあるが、常に事前に予防しようとする意識を持つことが必要である。
- ・近々、新型コロナウイルス感染防止のための飲食に関する規制が大幅に緩和され、コロナ感染拡大前の状態に戻る事となることから、公務員倫理に係る利害関係者との飲食ルールについて、再度職員間に徹底する必要がある。

以上